

2022年8月19日
日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

記

1. 関係会員の氏名等

白井 直樹（登録番号第11243号、東京会所属）

2. 懲戒処分の種別

退会勧告

3. 懲戒処分の理由

関係会員は、公認会計士名簿に登録を受けた事項について長期にわたり変更の事実が生じているにもかかわらず本会に会員登録名簿記載事項の変更登録の申請を行わず、会則第31条（変更の登録の申請をしない会員等に対する措置）第1項の規定による催告及び指示を受け、指示から2年以上が経過してもなお当該指示に従わないことから、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第7号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2022年8月19日

以 上

※ 「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。（会則67条第5項に基づき、「会則によって会員に与えられた権利の停止」を併科）
なお、会則第69条第4項に基づき、退会勧告の事由となった事実が第67条第1項第5号から第8号までに該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、協会会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができます。

※ 「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。